「第6期箕面市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(素案)に 対するパブリックコメント手続実施結果

1. 公表内容

第 6 期箕面市高齢者福祉計画·介護保険事業計画(素案) 第 6 期箕面市高齢者福祉計画·介護保険事業計画(素案·概要版)

2. 実施期間

平成 26 年(2014年) 12 月 8 日(月)から平成 27年(2015年)1月7日(水)まで

3. 提出された意見等の数

32件(12人)

4. 実施結果の公表方法

下記の場所で公表します。

- (1)市ホームページ
- (2)箕面市総合保健福祉センター
- (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階)
- (4)箕面市役所豐川支所、止々呂美支所
- (5)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館、 らいとぴあ 21(萱野中央人権文化センター)、 ヒューマンズプラザ(桜ヶ丘人権文化センター)、みのお市民活動センター、 萱野南図書館、西南図書館、小野原図書館、多世代交流センター
- ※ (2)~(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで
- ※(5)は、各施設の開館日、開館時間中

5. 実施結果の公表期間

平成 27年(2015年)2月23日(月)から3月23日(月)まで

6. 提出された意見等の内容及び審議会の考え方

<素案全体について>

N.I.	辛且(亜鉛)	京議会の老さ 士
No	意見(要約)	審議会の考え方
1	素案については抽象的な内容が多い。課題や手順、実施時期、給付予算など、明確にすべきだ。	計画素案は、平成27年度から3年間の高齢者施策の方向性について、平成26年12月時点での高齢者を取り巻く現状と課題、今後の基本的な考え方を示したものです。 パブリックコメントでいただいたご意見や、国等からの最新の詳細情報などもふまえ、第6期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画として、より具体的な内容を記載します。
2	計画の素案について、多くの市民 や介護関係事業所に内容を知らせ、 多様・多彩な意見を聴くことが大事で ある。どのような広報をされたのか。ま た、市主催の説明会等をされたのか。	計画素案は、高齢者等へのアンケートや、地域包括支援センター、介護関係事業所、家族介護者の会、認知症家族会、男性介護者の会等へのヒアリングを実施するとともに、介護サービス評価専門員会議や保健医療福祉総合審議会で検討の上、策定したものです。 また、パブリックコメントの募集にあたり、市の広報紙やホームページ、ポスター等でPRするとともに、市内公共施設14か所に、閲覧や持ち帰りいただける素案と概要版を設置しました。

<第 | 部 総論>

(計画の基本的な考え方について)

No	意見(要約)	審議会の考え方
	(59~63 ページ)	現在の介護保険サービスは、国が
	第6期箕面市高齢者福祉計画・介	定めた画一的なサービスを提供して
2	護保険事業計画のためのアンケート	いるため、対象者によっては、実情に
3	において、介護保険料やサービスは	応じたサービスではなく、ニーズにうま
	今のままがよいという意見が多い。こ	く適合しなかったり、過不足があった
	れを変える必要はないと思える。	り、効果が十分現れない場合もありま
	(59~63ページ)	した。また、画一的なサービスのた
4	今回の計画は、保険料の値上げ、	め、必要以上のサービスとなることも

自己負担額の引き上げ、要支援者は 介護保険が使えず、保険はかけても サービスは受けられないというひどい 制度だ。行政関係者は、もっと努力し て市民に負担ばかりしいるのではな く、税の配分を考え、制度をよりよいも のにしていってほしい。 あることから、介護保険料の高騰を引き起こす要因ともなっていました。

今後の超高齢社会では、75歳以上 の高齢者、独居・高齢者のみの世帯、 認知症高齢者もさらに増加していくことが予測され、それに伴い介護ニーブは増大し、サービス量やコストが増大し、サービス量やコストがままる。この職所が続けば、制度その破たんにつながる恐れもありより保険料の上昇を担けることはいける社会を実現・継続していくためには、介護保険制度を対することが可欠となってきます。

そのためには、これまでの画一的で高コストなサービスを見直し、対別に応じかりの心身の状況に応がが多まなメニューを多様化し、対象者です。メニューを多様化し、対象ないです。メニューを多様化し、不足ながまたいでであることで、適のできるようにすることで、適いまた、中につなげる工夫を行うこと、また、立気なかたはその元気を維持向できるかたはその元気を維持向できるの健康づくりを進めることで、最近なかたには弱った部分を維持の意とで、対象を実現し、介護保険料が高騰しないとが肝要です。

このような考え方により、今回の制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図り、これまで十分な効果を上げていなかった介護予防制度が抜本的に見直され、「新しい総合事業」に再編されています。本市においても、これらの改革

No	意見(要約)	審議会の考え方
		は必要であると考えられます。
		なお、「新しい総合事業」はご本人
		に適した多様なサービス類型を想定し
		ており、財源構成も介護保険給付と同
		じで、「要支援者は保険をかけてもサ
		一ビスは受けられない」ということでは
		ありません。
	(59~63 ページ)	ご意見のとおり、未経験の超高齢社
	超高齢化社会と言いつつまだどん	会に対応していくために、未来を見据
	なものなのか私たちは本当に分かっ	えた発想の転換と対応が必要です。
	ていないのではないか。若者に負担を	素案では、これからの高齢化施策を
	かけないためにはこれまでの常識を	「まちづくり」ととらえ、ノーマライゼー
	捨て、思い切った発想の転換が必要	ション社会の実現」を基本目標に、「地
5	になる。	域包括ケアシステムの構築」と「費用
	2025 年を見据えて、保健福祉計画	負担の公平化」を軸に、行政、民間、
	では、超高齢化社会にむけた持続可	市民など、多様な主体による地域全
	能なサービスとまちづくりが求められ	体での支援体制、支え合いのしくみづ
	る。地域の既存組織だけでなく行政・	くり構築をめざしています。
	民間の商店や事業所、学校等、まちぐ	
	るみの取り組みが必要だ。	
	(61 ページ、72 ページ)	地域包括ケアシステムの構築は、
6	地域包括ケアシステム~高齢者の	61 ページで重点施策に位置づけると
	住みよい支援を希望する。	ともに、72ページから取組を記載して
	(61 ページ、72 ページ)	います。
	地域包括ケアシステムは、素晴らし	医療、介護、介護予防、住まい、生
7	い内容だが、本当に実現できるのか	活支援という高齢者に関わる広い分
	不安。一体的に提供するには、調整	野を一体的な仕組みとして作り上げて
	等の役割を担うセンター的な拠点が	いく本計画の重要な柱であり、また、
	必要と考える。	地域や関係機関において、既に取り
	(61 ページ、72 ページ)	組みが進められているものもあります
	市内で開催された市民フォーラムで	ので、ご意見をふまえ、箕面市の地域
	も、地域で多様な市民が交流できる機	にあったものとなるよう、内容をさらに
8	会を求める声が多く聞かれた。	追記します。
	いきいきサロンやまちかどデイだけ	
	でなく、「さくらカフェ」などあらたな取り	
	組みが始まっている。	
	事例を共有し、地域にあった市民活	

No	意見(要約)	審議会の考え方
	動レベルの取り組みが活発になるよう	
	な仕掛けと情報共有の場が必要。地	
	域包括ケアシステムは、まずはできる	
	ところから、できる人たちでつながって	
	いくことが必要で、お互いの経験交流	
	がヒントになる。その中に専門職やド	
	クターが入ってきて、相談できるような	
	場づくりが求められる。	

<第||部 各論>

<第1章 施策・事業の展開>

(1. 健康で生きがいのある暮らしの推進について)

	1. 健康(主さがいのの各分しの推進にしい()		
No	意見(要約)	審議会の考え方	
	(65ページ)	ご意見のとおり、介護予防の取り組	
	市の直営機関や市・府の社会福祉	みを進めていく上で、リハビリテーショ	
	協議会に属する人材だけでなく、民間	ン専門職等が、通所、訪問、地域ケア	
	の訪問看護ステーション等に在籍して	会議等に積極的に関与し支援するこ	
	いる理学療法士・作業療法士をもっと	とが非常に有効です。	
	活用しながら、生活機能を中心とした	市では、既に高齢福祉課にリハビリ	
	身体機能・認知機能を評価できる専	テーション職が配置されており、市の	
	門職としてチームを編成し介護予防プ	理学療法士、作業療法士、保健師、	
9	ログラムの立案や実施をすることで、	歯科衛生士などの専門職が、介護予	
9	現在の介護予防教室等で多く行われ	防プランの作成に関わり、課題整理や	
	ている筋力強化や脳トレだけでは補え	目標設定を行いながら、民間のリハビ	
	ない生活機能向上が期待できると思	リ専門職等と連携し、生活機能の改善	
	う。	や維持できるような体制づくりをめざし	
	また、介護予防事業の一部を住民	ています。	
	主体、ボランティアを担い手とすること	専門職と住民・ボランティア等との	
	について、継続可能な事業とするため	役割分担を整理し、事業に必要な経	
	にも、人件費や事業にかかる経費は	費は介護保険事業計画に位置づけま	
	市が負担する必要がある。	す。	
	(69~71 ページ)	公共施設については、高齢者が気	
	高齢者が家に閉じこもらず、公共施	軽に通うことができる場所として、閉じ	
10	設に出やすい環境をつくることが大	こもりの予防や交流・活動を支援する	
10	切。	重要な役割を担っています。	
	真夏の「クールスポット」など、高齢	ご意見をふまえ、公共施設で高齢	
	者が公共施設でゆっくり安心して過ご	者が安心して過ごせる場所としての配	

No	意見(要約)	審議会の考え方
	し、ひととふれあえ、環境面でも利点があるなど配慮が行われてきたが、こ	慮や工夫を追記します。
	のような工夫をもっと広げることができ	
	ないか。	
	コミュニティセンターも団体利用だけ	
	でなく、個人としてふらっと立ち寄って	
	過ごせるようなサロンや相談コーナー	
	があればいいと思う。	
	(70 ページ)	街かどデイハウスは、現在は主に
	街かどデイハウスについては、素案	自立した高齢者の閉じこもり防止のた
	の中で「介護予防拠点としての機能を	めの通いの場、交流の場としての活
	強化」となっているが具体的な支援策	動・事業がされています。
11	を明示すべき。また、運営が厳しい	今後、さらに幅広い介護予防活動
	中、運営補助金の増加をすべきでは。	が効果的に行われるよう、介護予防
		拠点としての役割・機能強化が求めら
		れており、70 ページに記載していま
		す。
	(71ページ)	高齢者が支援される側だけでなく支
	高齢者が高齢者を相互支援するた	援する側としても役割を担うことで、自
	めのピアカウンセリング的な活動も必	立と社会参加の促進や介護予防の充
	要となる。	実、生活支援体制の強化を図ることが
12	シルバー人材センターもその一つ	できます。
	だが、多様な場で高齢者の経験と知	この考え方も、「支え合う暮らしの実
	恵が活用される取組が求められる。高	現」として、今回の計画の基本目標と
	齢者が高齢者を支援する仕組みも必	なっており、高齢者の生きがい支援、
	要になる。	社会参加・参画の促進等を施策として
		位置づけています。

(2. 地域包括ケアシステムの充実について)

(地域包括支援センターについて)

No	意見(要約)	審議会の考え方
13	(73 ページ) 地域包括支援センターをもっと大きく、充実させる。地域と密着することが大事。 今後、地域包括支援センターの役割が大きくなる。利用しやすいように、小学校区に1ケ所作り、人を増やすな	地域包括支援センターの機能強化については、73ページに記載しています。 設置箇所や圏域については、今後もより効果的・効率的な地域包括支援センターのあり方を検討していく必要

No	意見(要約)	審議会の考え方
	ど充実させてほしい。 地域包括支援センターは、地域包 括ケアシステムの構築では中核的な 機関と位置づけられており、役割が 益々高まる。地域に根ざしたきめ細か い対応をするには中学校区単位に配 置すべき。	があるため、ご意見については、市に伝えます。
14	(73 ページ) ひとり暮しの生活相談室を!	現在も、高齢者のひとり暮らし世帯については、地域包括支援センターや民生委員が連携しながら支援するとともに、市の保健師等も高齢者やその家族の相談に訪問や電話などによって随時対応しています。 今後、ひとり暮らし高齢者が確実に増加していくことをふまえ、73ページに地域包括支援センターの周知・連携強化を追記します。

(介護予防・日常生活支援総合事業について)

No	意見(要約)	審議会の考え方
INO		一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
15	(74~79ページ) 通所・訪問介護の市町村移行はむずかしいという声を上げている自治体が多いと報道されている。箕面市としての態度・意見など国に対して出しているのか。 出速に実施せず、時間をかけて、十分な準備・検討期間を確保されたい。 要支援者の実態を十分把握した上で検討してほしい。	今回の介護保険制度改革のポイントは、これまでの画一的で高コストなりの心とりの心を見直し、一人ひとりの心を見直しているとなるよう工夫しているととともに、十分な効果をあられているととがです。このようでは一年を表しているでは、一年を表しているが、一年を表しているが、一年を表しているが、一年を表しているでは、一年を表しているでは、一年を表しているでは、一年を表している。 はないのは、一年を表している。 はないでは、一年を表しているが、一年を表している。 はないでは、一年を表している。 はないでは、一年を表している。 はないでは、一年を表している。 はないでは、一年を表している。 はないでは、一年を表している。 は、一年を表している。 は、これまでの言いている。 は、これまでは、これまでは、これまでいる。 は、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまでは、これまないまないまでは、これまないまないまでは、これまないまでは、これまないまないまないまないまでは、これまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま

No	意見(要約)	審議会の考え方
16	(74~79ページ) 現在、要支援認定の人は移行後も、介護予防請問介護・介護を間じサービスを継続してほい。 今後も要支援者の実態にあわせて、ボランティアによる多様なサービスを継続してほしい。 サービスを継続してほしい。利用者の希望に基づく選択を保障し、住民けるように指導を行わないでほしい。 訪問介護・通所介護サービスをあるに、現行サービスを作るという基本方向を堅持されたい。	今回の介護保険画のポイントは、これでは、一人のでとりのの一人のでとりのでとりのでとりのでといっている。一人のでは、一ビスを見でいる。一ビスを見いている。一ビスとのでは、一ビスをあり、一ビスをあり、一ビスをあり、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一世のでは、一時では、一時では、一時では、一時では、一時のでは
17	(74~79ページ) 介護保険利用の相談の際、これまで同様要介護認定申請書の案内を行い、チェックリストによる振り分けは行わないでほしい。 総合事業を希望する場合でも、要介護認定申請を受け付けたうえで地域包括支援センターへつなぐようにしてほしい。被保険者の要介護認定の申請権を侵害するようなことはしないでほしい。	新しい総合事業については、「要支援認定者」に加え、「基本チェックリスト等によりサービス利用が必要とされたかた」も利用可能となり、対象が拡大されます。 新しい総合事業のサービスのみを希望する場合は基本チェックリストにて判断を行い、迅速なサービス利用を可能にするものです。 要介護認定等の申請が必要な場合は、これまでどおり受付を行う仕組みとなっています。
18	(74~79ページ) 総合事業の「通所型サービス」につ いて、現行のデイサービスが週1~2	ご意見のとおり、現在の要支援者 へのデイサービスとホームヘルプは、 回数や利用料に柔軟さがなく画一的

No	意見(要約)	審議会の考え方
	回、一定のデイサービスしか利用できないこと、また月に1日しか利用しな	で、効果も不明確です。 「新しい総合事業」の「訪問型サー
	い利用者にも1か月分の利用料が必	ビス」「通所型サービス」は、ご意見を
	要となる。	参考に、類型ごとの運用基準につい
	イー・・・ デイサービスの事業所を複数利用	て柔軟な対応ができるものとなるよ
	できるようにしてほしい。また、利用料	う、市に伝えます。
	の請求は利用日のみとし、利用日に	
	ついても単位数内で必要な回数を利	
	用できるようにしてほしい。	
	(74~79 ページ)	素案では、既に市内で生活支援サ
	日常生活支援サービスについて	ービスの提供に取り組んでおられる
	は、シルバー人材センターや社会福	様々な担い手を発掘し、一体的な生
	祉協議会の独自のサービスや市民活	活支援体制を提供できるよう、「生活
	動グループ、民間事業者のサービス	支援体制整備事業」に取り組むため
19	などがあるが、内容はあまり知られて	に、75ページに、関係者による「協議
	いないのではないか。それぞれの特	体」設置を記載しています。
	徴を活かした利用に結びつけるため	ご意見をふまえ、既存のサービス提
	の情報共有システムがあってもいい	供資源の情報共有や、サービスの効
	のではないだろうか。	果的な周知方法の検討などを追記し
		ます。
	(74~79 ページ)	介護保険制度においては、受益と
	サービス事業所に対する事業費の	負担の問題を慎重に考える必要があ
20	支給は現行の予防給付の倍以上の	ります。事業費支給額を現行の倍以
	単価を保障し、サービスに見合ったも	上の単価に設定することは非現実的
	のにしてほしい。	です。
	(74~79 ページ) - 炒入声業の計問刑共 ビュ 落形	総合事業の報酬単価については、
	総合事業の訪問型サービス、通所 型サービスの利用者の料金はどのよ	これから国で決定される介護報酬改
21	うになるのか。どのように分類される	定も勘案しながら、サービス類型の特
	のか。よくわからない。	徴に合わせて市が設定します。利用
		料金についても、サービスに見合った
	(-4 -0 0 30)	料金設定になるよう市が設定します。
	(74~79 ページ)	地域支援事業の実施に当たって
	サービス提供のために必要な総事	は、地域支援事業の上限の枠内で、
22	業費を確保し、不足の場合は国に負	利用を希望される方に必要なサービ
	担を求めるとともに、必要に応じ一般	スが提供されるよう、調整していく仕
	会計からも補填し、地域支援事業の	組みとなっています。
	上限を理由に、利用者の現行サービ	

No	意見(要約)	審議会の考え方
	ス利用を抑制しないでほしい。	
	(74~79 ページ)	指定事業者によって提供されるサ
	指定事業者によって提供されるサ	ービスについて、現行の介護予防給
	ービスについては、現行基準を緩和さ	付相当サービスは予防給付の基準が
23	せず、質を担保し、緩和した基準によ	基本となります。
23	るサービスは導入しないでほしい。	緩和した基準で行うサービスについ
		ては、その利点を活かしながら利用す
		るかたの状態に合う形で提供を進め
		ていく仕組みとなっています。
	(74~79 ページ)	総合事業をはじめとする介護予防
	総合事業への移行にあたっては、	の推進は、超高齢社会へのチャレン
	事業所等に早くから情報提供・説明会	ジです。97ページに計画の進行管理
24	等を行うとともに、意見を聴く場を保障	として、進捗状況の把握・評価、問題
	し、理解と合意を得て行ってほしい。	点・課題の抽出・対応、市民への情報
		提供・公表などを記載しています。
		市では、事業所等への説明会も予
		定しています。

(医療と介護の連携強化について)

·	(世界と) 後でに別当10にフィーン		
No	意見(要約)	審議会の考え方	
25	(80ページ)	疾病を抱えても、自宅等の住み慣	
	医療と介護の連携の強化を望む。	れた生活の場で療養し、自分らしい生	
		活を続けていくためには、地域におけ	
		る医療・介護の関係機関が連携し、包	
		括的かつ継続的な在宅医療・介護の	
		提供を行うことがますます重要となる	
		ことから、「在宅医療・介護連携事業」	
		の内容を追記します。	

(認知症高齢者支援策について)

No	意見(要約)	審議会の考え方
26	(84~86ページ)	認知症高齢者支援策の充実につい
	認知症になっても住み続けられる	ても、本計画の重要な柱であるため、
	街づくり、人づくりなど具体化してほし	62ページに計画の重点施策として位
	い。	置づけるとともに、84ページから具体
	認知症対策として、オリジナルの方	的施策を記載し、「認知症総合支援事
	法でやって欲しい。カメラによる見守	業」として推進していくこととしていま

No	意見(要約)	審議会の考え方
	り、自治会・ボランティア・警察・市職	す。
	員(窓口)。	ご意見をふまえ、認知症地域支援
	認知症のかたや家族への多面的な	推進員、認知症サポーターを養成す
	支援が必要。早急に認知症地域支援	るキャラバンメイト、認知症初期集中
	員を設置し、認知症サポーター養成講	支援チーム、認知症高齢者の見守り・
	座等を実施し、目標値を設定すべき。	支援体制などの記述を追記します。

(4. 介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営について)

No	意見(要約)	審議会の考え方
27	(88ページ) 計画素案の中のアンケートで介護 保険制度や介護保険サービスについて知らないかたが多く、前回よりも増えている。社会的制度として周知され、必要な人が利用しやすいように新たな広報や周知方法を検討するべきである。	ご意見のとおり、アンケートの結果を受け、介護保険制度や介護保険サービスの内容をご理解いただけるよう、より一層の広報・周知活動が必要です。88ページに「高齢者等利用者にとってわかりやすい情報の提供」を記載していますが、介護保険制度やサービス内容についての広報・周知方法の工夫を追記します。

(5. 安全・安心のまちづくりの推進について)

No	意見(要約)	審議会の考え方
28	(91 ページ) 移動支援として公共交通機関の充実が望まれる。閉じこもりを防ぎ、結果的に医療費や介護費を抑えることも可能。 とくにコミュニティバスであるオレンジゆずるバスと既存の路線バスとの連携や、オレンジゆずるタクシーなど今後も多様な移動支援が充実することで人のふれあいが自然とでき孤立を防ぐなど「動く公共施設」という役割を果たすと思う。	ご意見のとおり、オレンジゆずるバスの利用が、高齢者の閉じこもり・孤立化防止、外出支援、自立と社会参加・交流の促進に効果的であることから、記述を追記します。
29	(94ページ) 災害時要援護者支援のことが中心 に書かれているが、正確な情報を入 手するという面も充実させてほしい。	ご意見のとおり、災害時に正確な情報を入手できることは、極めて大切です。 ご意見をふまえ、95ページにコミュ

No	意見(要約)	審議会の考え方
	コミュニティー放送タッキー816で	ニティ放送など、災害時の情報提供に
	災害時の情報提供を充実すること、ま	ついて追記します。
	た普段から聴いてもらえる番組編成	
	上の工夫が求められる。	

<第2章 介護サービス量等の見込み>

No	意見(要約)	審議会の考え方
30	(96ページ) 計画素案の中のアンケートでも、要介護者については、介護施設入所を希望している方が多くなっているが、特別養護老人ホームの建設など、どうなっているのか。 安いホームを造ってほしい。 介護保険施設の充実を求める声は高い。特別養護老人ホームの待機者を解消するため設置計画を明示すべきでは。	介護保険施設等の基盤整備については、施設建設の動向、居宅サービスとのバランスや保険料の上昇、サービス付き高齢者向け住宅等の建設状況等を考慮したうえで、第6期での整備見込数等を計画に記載します。
31	(96ページ) 消費税・生活必需品が値上がりし、 消費を控えるようになった。基金が2 億円あるなら、保険料を値上げしない でほしい。 介護保険料は、一般会計からの繰り入れを行い、軽減を図ってほしい。 5期より1000円~1200円の介護 保険料の値上げは、高齢者にとって 大変な負担になる。高額所得者にもっ と負担していただけないものか。 もうこれ以上保険料の引き上げす べきでなく、むしろ下げるべきと考え る。	第6期介護保険料は、高齢者人口の増加、介護サービス利用見込みの増などの要因により、第5期からの上昇は避けられない状況ですが、国の介護報酬引き下げ予定の反映、市の介護給付費準備基金の投入、さらには高齢者ができるだけ元気で自立した生活を維持向上できる施策の展開、効果ある介護予防の推進などにより、可能な限り保険料上昇を抑制するよう、市に伝えます。
32	(96 ページ) 利用者の負担について、現行より重くならないようにし、さらに軽減してほしい。 所得金額が 160 万円以上の人の自己負担割合が 1 割から 2 割に引き上げはひどい。1 割の所得上限額を高く	今回の利用者負担の見直しは、高齢化の進展に伴い、今後も介護費用の増加が見込まれる中で、保険料の上昇を可能な限り抑えながら、高齢者の世代内で負担の公平化を図っていくため、一定以上の所得のあるかたに負担をお願いするものです。

No	意見(要約)	審議会の考え方
	すべきである。	具体的に、利用者負担が2割となる
		のは、合計所得金額が160万円以上
		(単身で年金収入のみの場合、年収2
		80万円以上)のかたですが、合計所
		得金額が160万円以上であっても、
		実質的な所得が一定の要件を満たさ
		ない場合には1割負担に戻す軽減措
		置も実施される予定です。